

答申第 239 号

情公第 3052 号

令和 7 年 2 月 10 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理事長 阿南 英明 様

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 高 橋 良

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 10 月 20 日付けで諮問された特定病院の発出した書面に係る起案文書等
開示の件（諮問第 248 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、審査請求人からの令和3年2月24日付け自己情報の開示請求に対し、自己情報の開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和3年2月24日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対して、別表の項番1から7に掲げる各情報について、自己を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和3年3月8日付けで、条例第22条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長した上で、同年4月23日付けで、自己情報の開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年5月25日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関による保有個人情報の特定に誤りがあることを理由に本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

（省略）

4 実施機関（担当：地方独立行政法人神奈川県立病院機構がんセンター）の説明要旨

- (1) 条例第20条に規定される不開示情報及び同条例第21条に規定される存否を明らかにできない個人情報に該当しないため、自己情報の開示決定を行った。
- (2) 開示請求対象文書は合計90面となり、条例第26条及び自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領第二5(2)の規定により、1面10円が手数料（原文ママ）として定められているため、900円を請求した。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件請求に対し、審査請求人の保有個人情報として計90面の行政文

書を特定している。

これに対し審査請求人は、①本件請求のうち別表項番 1 から 6 までの情報に係る請求は、鑑文文書のみ（計 6 面）が特定されるべきだったところ、鑑文文書以外の文書までが特定されている旨（以下当該特定を「特定①」という。）、また、②本件請求のうち別表項番 7 に係る請求に対しては計 5 面の文書が特定されるべきだったところ、計 2 面の文書のみが特定されている旨（以下当該特定を「特定②」という。）主張している。

そこで以下、これら実施機関が行った特定①及び特定②の妥当性について検討する。

(1) 保有個人情報記録された行政文書の特定について

条例第 19 条第 1 項は、「開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。」と規定し、同項の定める「次に掲げる事項」の 1 つとして、同項第 2 号は「開示の請求に係る保有個人情報の内容」を掲げている。このように条例は、開示請求により求める保有個人情報の内容については、あくまでも請求書という書面によって明らかにすることを請求者に求めている以上、実施機関が請求に対して特定した保有個人情報記録された行政文書が、請求書の「開示の請求に係る保有個人情報の内容」の記載から合理的に特定されたものと認められる場合には、当該特定は妥当なものと解すべきである。

(2) 本件処分における特定①及び特定②の妥当性について

ア 特定①の妥当性について

特定①は、別表項番 1 から 6 までの情報に係る請求に対して審査請求人の保有個人情報記録された行政文書を特定したものであり、請求書の「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄には、審査請求人に関係する各種文書が発出等されるに際して「起案し、供覧経伺し、決裁されたことが分かる紙文書」との記載が認められる。そして、一般的に起案文書は、決裁の対象となった行政文書本体と当該行政文書が決裁を経たものであることを示すための鑑文文書から構成されるものであることから、実施機関が上記請求書の記載内容から、鑑文文書とともに決裁の対象となった行政文書本体を特定したことは合理的と認められる。よって、特定①は妥当である。

イ 特定②の妥当性について

特定②は別表項番7の情報に係る請求に対して審査請求人の保有個人情報
が記録された行政文書を特定したものであり、請求書の「開示の請求に係る
保有個人情報の内容」欄には、実施機関が特定日時に作成した行政文書（以
下「別件行政文書」という。）が「複合されていて分からない。各単体文書の
全体画面の開示を求める。」との記載が認められる。当審査会が確認したと
ころ、別件行政文書は、審査請求人の受診履歴等が表示されたコンピューター
のディスプレイ画面のスクリーンショット画像であると思料され、当該画
面上では、2つのウィンドウ画面が重なり合った状態で表示され、背面のウ
ィンドウ画面が前面のウィンドウ画面によってその一部が隠れた状態になっ
ていることが認められる。以上のような請求書の記載及び別件行政文書の内
容を踏まえると、実施機関が上記請求書の記載内容から、各ウィンドウ画面
が単体で表示されたスクリーンショット画像計2面の行政文書を特定したこ
とは合理的と認められる。よって、特定②は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が本件処分において行った特定①及び特定②はい
ずれも妥当である。

(4) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右す
るものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別表

項番	開示の請求に係る保有個人情報の内容
1	特定日付特定文書番号により神奈川県情報公開・個人情報保護審査会長あて提出された意見書を送付するに際し、起案し、供覧経伺し、裁決されたことが分かる紙文書の開示。
2	特定日付独立行政法人神奈川病院機構理事長名の特定文書番号文書発出にあたり、起案し、供覧経伺し、裁決されたことが分かる紙文書の開示。
3	特定日付独立行政法人神奈川病院機構理事長名の特定文書番号文書発出にあたり、起案し、供覧経伺し、裁決されたことが分かる紙文書の開示。
4	特定日付独立行政法人神奈川病院機構理事長名の特定文書番号文書に関し、請求人に発出にあたり、起案し、供覧経伺し、裁決されたことが分かる紙文書の開示。
5	特定日付独立行政法人神奈川病院機構理事長名の特定文書番号文書を請求人へ発出にあたり、起案し、供覧経伺し、裁決されたことが分かる紙文書の開示。
6	独立行政法人神奈川病院機構理事長所属特定日時作成の開示文書の特定日開示にあたり、起案し、供覧経伺し、裁決されたことが分かる紙文書の開示。
7	独立行政法人神奈川病院機構理事長所属特定日時作成の開示文書は請求人に関し記載された内容文書であるが複合されていてわからない。各単体文書の全体画面の開示を求める。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 10 月 22 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 8 月 22 日 (第 346 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 9 月 26 日 (第 347 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 10 月 21 日 (第 348 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 11 月 11 日 (第 349 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 12 月 24 日 (第 350 回審査会)	○ 審議
令和 7 年 1 月 30 日 (第 351 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井恵里可	文教大学教授	
高橋良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中 寛 慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和7年2月10日現在）（五十音順）